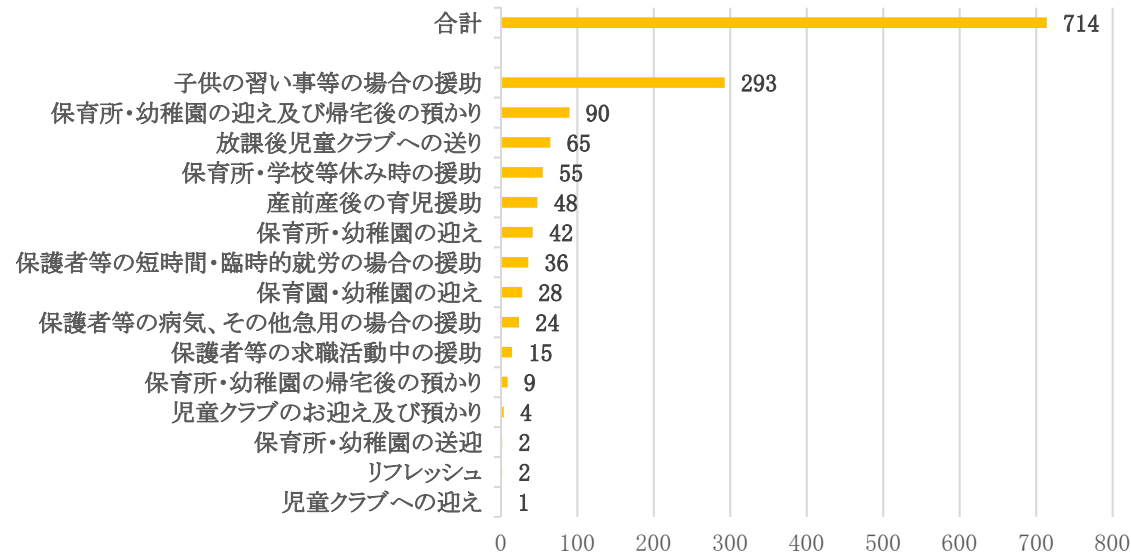


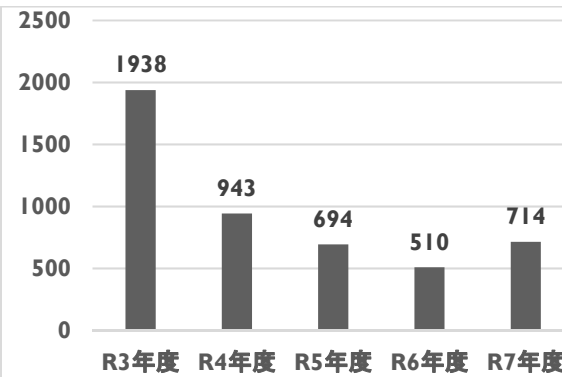
令和7年度事業実績と推移

【活動内容と件数】

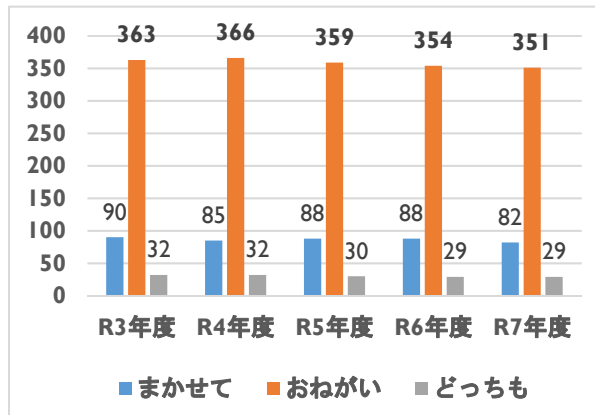
2025年4月1日～2026年3月末日 活動内容と件数



【援助件数の推移】



【会員数の推移】



ゴールデンウィーク中の援助について

●ゴールデンウィーク期間中は、普段よりもまかせて会員さんの都合がつきにくい場合があります。早目の依頼をお願いします。

※ゴールデンウィークの
4月29日(水)、
5月3日(日)～6日(水)は、
ファミリー・サポート・センター
はお休みです。



今年行われたミラノ・コルティナ冬季オリンピック凄かったですね。日々の努力にプラス、最後まで諦めない精神力が如何に大切かを教えられました。子どもたちが興味を持ちやってみたいことに挑戦出来るようサポートする親や家族周りの人たちのサポートも忘れられません。皆さんのお子さんの中から未来のオリンピック選手が生まれるかも。楽しみ！



蒲都市ファミリー・サポート・センター
〒443-0056
蒲都市神明町 22 番 28 号
(がまごおり児童館内)
電話・FAX (0533) 65-9399

E-mail: tasukaru@city.gamagori.lg.jp
業務時間 月、水～土曜日 AM9:00～PM5:00
休業日 火、日曜日、祝日、年末年始



蒲都市ファミリー・サポート・センター タスカル通信

第70号 令和8年4月1日発行

新年度、ひとりひとりにとって人生の大切な節目。実り多い新生活が始まりました。ファミサポでは、新規のおねがい会員さん、まかせて会員さんを募集しています。特に、援助して下さる貴重な「まかせて会員」を確保するために、「蒲郡まつり」や「シニア世代向け合同企業説明会」などに積極的に出向き会員確保に努めています。是非、皆様のお知り合いやご近所の方にもお声かけをしていただき、多くの方たちが「まかせて会員」として子育て支援のお手伝いをしていただけるようお力添えとご協力をお願いします。

「令和7年度第三回ファミリー・サポート・センター説明会・講習会」 【2月22日(日)がまごおり児童館】

講師: ことども家庭センター 岡本センター長

講習会には5名の方が参加してくれました。

1名の方が登録されました。

救急救命(AED)の講習には、保育士9人、児童クラブ支援員5人。講習会参加者4人の計18名。

講師: 金子救急救命士

講師: 大塚保育園 柴山副園長



「シニア世代向け合同企業説明会」に参加
2月6日(金) 蒲郡市民会館 東ホール



今回、8名の方がファミサポのブースに立ち寄り熱心にお話を聞いていただきました。



令和8年度ファミリー・サポート・センター説明会・講習会日程は下記のとおりです。

- ・第1回 R8年 6/28(日)、
- ・第2回 R8年 10/25(日)
- ・第3回 R9年 2/28(日)

☆令和8年度 まかせて会員スキルアップ講座☆
『こどもの虐待について(こどもの人権)』

ユニセフの活動の基盤である「こどもの権利条約」は、1989年に国連で採択されすべてのこどもに基本的人権があることを国際的に保障するために定められた条約です。昨今、こどもの虐待が多くニュースで見ることが多くなりました。私たちファミサポの援助においても、こどもに対して大きな声で注意したり、思わず手を出したりすることは虐待行為と見なされます。今回、「こどもの人権」について勉強していただき、少しでもご理解を深めファミサポの援助をしていただくため、下記の日程で研修を行います。出来るだけ多くの方の参加をお願いします。

※詳細が決定次第、別途案内を送付します。

記

- 【日時】 令和8年6月25日(木曜日) 午前10時～11時30分
- 【会場】 (仮)蒲郡市民会館 東ホール
- 【内容】 (仮)「こどもの人権」
- 【講師】 未定

こどもの権利条約って何？

法務省ホームページ「よくわかる！こどもの権利条約」より

ひとは生まれながらに「人としての尊厳や価値が守られ、幸せに生きるために必要な権利」(人権)を持っています。これは、何かと引換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものでもありません。でも、この権利が守られない多くのこどもたちがいるので、世界の国々の責任として、こどもの権利をしっかりと守っていくために、1989年に国連総会において採択されたのが「こどもの権利条約」です。日本も1994年にこの条約に入っています。

この条約では、18歳未満の児童(こども)を「権利の主体」と位置づけ、大人と同じひとりの人間としての権利を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定められています。日本では、「こども基本法」の基本理念にもなっています。



こどもの条約だから、大人には関係ないの？



条約には、こどもの権利だけでなく、こどもを育てる責任はまず両親(保護者)にあり、国がそれを支援するということが書かれているんだよ。だから、大人もこの条約をよく理解して、こどもの権利をきちんと守れているか考える必要があるんだ。

こどもたちが持つ4つの基本的な権利条約

1. 「生きる権利」
 2. 「育つ権利」
 3. 「守られる権利」
 4. 「参加する権利」
- の4つが、こどもたちが持つ基本的な柱とされている。

児童虐待の定義

- ☆身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど
- ☆性的虐待 こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ☆ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- ☆心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス: DV)、きょうだいに虐待行為を行うなど